

橋北移送サービス運営協議会による公共交通空白地有償運送実施概要①

運行形態

住民運営の小型車両によるドアtoドアデマンド型(予約型)運行

※利用予約がある場合に、利用者の指定の乗車場所から降車場所まで運行する形態。

運行時期

令和2年4月1日運行開始

実施主体

橋北移送サービス運営協議会

運行車両

宮津市貸与の軽自動車、運転手持込車両

利用者

養老・日ヶ谷・世屋地区に居住する、事前に実施協議会に会員登録をした者。

・年会費2,000円

橋北移送サービス運営協議会による公共交通空白地有償運送実施概要②

運賃

- ・養老・日ヶ谷・世屋地区内 1乗車300円
- ・養老・日ヶ谷・世屋地区内⇔伊根診療所 1乗車300円
- ・養老・日ヶ谷・世屋地区内⇔日置バス停・日置診療所 1乗車300円
- ・養老・日ヶ谷・世屋地区内⇔天橋立元伊勢籠神社、
府中診療所・本庄診療所 1乗車600円
- ・養老・日ヶ谷・世屋地区内⇔与謝の海病院、いとうクリニック、
コメリハード&グリーン岩滝店
京都北都信用金庫岩滝中央支店 1乗車700円

※途中下車の場合は最長運賃となる。

例えば、与謝の海病院から養老・日ヶ谷地区内へ向かう途中に天橋立元伊勢籠神社で途中下車し、近辺で買い物を済ませたあとに、同じ車両で養老・日ヶ谷地区内へ向かう場合の運賃は、最長運賃の700円となる。

※小学生以下の者は半額

※利用者(6歳未満の者を除く。以下同じ。)が同伴する1歳以上6歳未満の者については利用者1人につき1人を無賃とし、1歳未満の者については無賃とする。

割引運賃

下記の場合は運賃を半額とする。

- ・身体障害者手帳の交付を受けている者又は、療育手帳の交付を受けている者又は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がその手帳を提示し、又はその介護人が介護のために乗車するとき。
- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者及びその付添人が養護等のため乗車する場合であって、当該施設の長が発行する所定の運賃割引証を提出したとき。

橋北移送サービス運営協議会による公共交通空白地有償運送実施概要③

運行日
運行時間

毎日運行(運休日の設定なし)
8時～18時で運行

予約条件

利用者は乗車2日前までに予約

会員登録先
運行予約先

養老地区連絡所

乗降場所

養老・日ヶ谷・世屋地区乗降場所

